

マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月20日より、マイナンバーカードの健康保険証利用が始まりました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、事前登録が必要となります。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるのは、顔認証付きカードリーダーが設置されている医療機関や薬局に限られます。

つきましては、顔認証付きカードリーダーが設置されていない医療機関や薬局のほか、訪問看護ステーション、整骨院、接骨院、鍼灸院、あんま・マッサージ施術所では、これまでどおり組合員証等の提示が必要となりますのでご注意ください。

なお、詳細は、共済組合ホームページ【共済組合からのお知らせ 2021.11.01 マイナンバーカードの健康保険証利用について】をご参照願います。

